

菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例（令和3年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(災害時及び廃止後の措置に関する遵守事項)

第3条 条例第6条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 災害時の措置に関する事項

ア 落雷、洪水、暴風、豪雪、地震等により太陽光発電設備が破損し、第三者に被害をもたらすおそれのある事象が発生した場合は、遅滞なく状況の確認を行い、異常が発見されたときは直ちに必要な措置を行うこと。

イ アの実施方法について定めておくこと。

(2) 廃止後の措置に関する事項

ア 太陽光発電設備を速やかに撤去すること。

イ 太陽光発電設備の再使用又は再生利用に努め、太陽光発電設備の撤去により発生した廃棄物（以下この号において「廃棄物」という。）の発生を抑制すること。

ウ 廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。

エ 事業区域であった土地について、修景、整地その他の景観上又は防災上必要な措置を行うこと。

(費用の積立て)

第4条 事業者又は管理者は、条例第6条第5項の規定により積み立てる費用として、法令等に基づき積立ての開始時期及び終了時期並びに毎月の積立額を明らかにして事業計画を策定し、積立てを行うこと。

(事業概要の届出)

第5条 条例第10条の規定による当該設置事業の概要について届出を行おうとする申請予定者は、菊池市太陽光発電設備設置事業概要届出書（様式第1号。以下「事業概要届出書」という。）に別表第1に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の事業概要届出書が提出されたときは、その内容を審査し、当該設置事業に関し協議すべき事項があるときは、取りまとめの上、当該事業概要届出書を提出した申請予定者に通知するものとする。

(説明会等の実施)

第6条 条例第11条第1項の規定による説明会は、次に掲げる者に対して行うものとする。

- (1) 事業区域及びその周辺地域に存する建築物の所有者、管理者、居住者等
- (2) 前号に掲げる者のほか、事業により影響を受ける者であつて、市長が必要と認めたる者

2 条例第11条第2項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 意見の申出の方法
- (2) 個人情報の適正な取扱いのため事業者が講ずる措置の内容

3 条例第11条第3項の規定による見解を記載した書面は、見解書(様式第2号)によるものとする。

4 条例第11条第4項の規定による報告は、菊池市太陽光発電設備設置事業協議状況報告書(様式第3号)に意見書及び見解書の写しを添えて、これを市長に提出しなければならない。

5 条例第11条第5項の規定による報告は、菊池市太陽光発電設備設置事業協議結果報告書(様式第4号)により行わなければならない。

6 申請予定者は、前項の報告書の提出後に事業計画を変更しようとするときは、変更後の事業計画に関する周知について必要な措置を講じなければならない。

7 第1項から第5項までの規定は、前項の場合について準用する。

(事前協議の手続)

第7条 条例第13条第1項の規定による事前協議を行おうとする者(以下「事前協議者」という。)は、菊池市太陽光発電設備設置事業事前協議書(様式第5号。以下「事前協議書」という。)に事業計画その他次に掲げる図書を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、当該事業計画に応じて、市長が認めるときは、これらの図書又は当該図書に明示すべき事項の一部を省略することができる。

- (1) 別表第2に掲げる図書
- (2) 地域住民等への説明会結果報告書
- (3) 説明会で配布した資料
- (4) 説明会を開催した状況を確認することができる写真
- (5) 説明会に出席した者の名簿の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の事前協議書が提出されたときは、その内容を審査し、当該事業に関し協議すべき事項を取りまとめ、事前協議者に通知するものとする。

3 事前協議者は、前項の規定による通知を受けたときは、協議すべき事項の関係機関等と協議を行い、協議を成立させ、関係機関等の長から書面で協議を了した旨の確認を受けなければならない。

4 事前協議者は、第2項の規定による通知を受けた日から起算して1年を経過する

日までに前項の協議を開始しなければならないものとし、同日までに当該協議を開始しない場合は、改めて事前協議書を市長に提出しなければならないものとする。

- 5 事前協議者は、協議すべき事項の全てについて、関係機関等の長から協議を了した旨の確認を受けたときは、その協議の結果を取りまとめ、条例第14条の規定による申請書にこれを添付しなければならない。
- 6 条例第13条第2項第6号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 事業区域及びその周辺地域における景観資源等の保全に関する計画
 - (2) 太陽光発電設備の設置に係る防災上の措置に関する計画
 - (3) 設置工事の施工に伴う騒音及び振動の防止又は抑制に関する計画
 - (4) 資材、廃材等の管理に関する計画
 - (5) 既存の道水路等の管理に関する計画
 - (6) 太陽光発電設備の管理の方法、その撤去、処分の方法その他太陽光発電設備に関する事項
 - (7) 事業の施工に当たって要する他の法令及び条例による許可、認可等に関する事項
 - (8) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する特定契約を締結する場合にあっては、その締結の時期
(許可申請の手続)

第8条 条例第14条に規定する申請書は、菊池市太陽光発電設備設置事業許可申請書（様式第6号）によるものとする。

- 2 条例第14条に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。ただし、当該許可申請に係る事業計画に応じて、市長が認めるときは、これらの図書又は当該図書に明示すべき事項の一部を省略することができる。

- (1) 別表第2に定める図書
- (2) その他市長が必要と認める図書

- 3 前項に規定する書類及び図書並びに事業計画は、各2部提出するものとする。
(許可の基準等)

第9条 条例第15条第1項第2号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 太陽光発電設備の設置に係る災害防止の措置に関する事項
 - ア 事業区域において、切土、盛土、埋土等の造成を行う場合は、必要最小限度に留めるとともに防災上必要な対策を講ずること。
 - イ 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。
 - ウ 排水路、河川その他の排水施設の放流先の施設の能力に応じて、必要がある

場合は、雨水等を一時的に貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

(2) 事業区域及びその周辺地域における良好な景観の形成及び環境の保全等に関する事項

ア 菊池市景観計画に基づき、当該事業が景観に与える影響を検討されているとともに、良好な景観資源等の保全のための必要な措置が講じられていること。

イ 事業区域内の木竹を伐採する場合は、必要最小限度のものであること。

ウ 太陽光発電設備の設置に伴う土砂の流出等による濁水の発生の防止のための必要な措置が講じられていること。

エ 設置工事の施工に使用する工事車両による騒音及び振動の防止について必要な措置が講じられていること。

オ 太陽光発電設備の適切な管理、撤去及び処分について必要な措置が講じられていること。

カ 太陽電池モジュールを構成する太陽電池セルは、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩とし、低反射で模様が目立たないものを使用していること。

キ 住宅等に隣接してパワーコンディショナー・その他設備が設置される場合は、防音壁の設置その他パワーコンディショナー・その他設備から生じる騒音及び低周波音を軽減するための措置が講じられていること。

(3) 太陽光発電設備の設計及び施工方法の安全性に関する事項

ア 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第1項の規定による事業計画の認定の申請をした場合にあっては、当該認定を受けているか、又は認定を受けることが確実であると見込まれること。

イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第1項の規定による事業計画の認定の申請をしていない場合にあっては、同条第3項の認定における再生可能エネルギー発電設備の基準に適合したものであること。

(変更の許可の申請の手続等)

第10条 条例第16条第1項に規定する申請書は、菊池市太陽光発電設備設置事業変更許可申請書(様式第7号)によるものとする。

2 条例第16条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 事業者の住所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)

(2) 事業者の氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)

(3) その他市長が認めるもの

3 条例第16条第2項に規定する届出は、菊池市太陽光発電設備設置事業計画軽微変更届出書(様式第8号)により行うものとする。

(許可通知書等)

第11条 市長は、条例第14条の許可申請又は条例第16条第1項の変更の許可申請があった場合において、許可をするときにあつては菊池市太陽光発電設備設置事業許可通知書(様式第9号)により、許可をしないときにあつては菊池市太陽光発電設備設置事業不許可通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(工事着手等届出書)

第12条 条例第17条の規定による届出は、菊池市太陽光発電設備設置事業工事着手(中断、再開、完了)届出書(様式第11号)によるものとする。

(工事完了の検査の申請)

第13条 条例第18条第1項の規定による検査を受けようとする者は、菊池市太陽光発電設備設置事業工事完了検査申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第18条第2項の規定による通知は、菊池市太陽光発電設備設置事業工事検査済通知書(様式第13号)により行うものとする。

(事業完了の届出)

第14条 条例第22条の規定による事業完了の届出は、菊池市太陽光発電設備設置事業完了届出書(様式第14号)により行うものとする。

(身分証明証)

第15条 条例第24条第2項に規定する証明証は、身分証明証(様式第15号)とする。

(指導、助言又は勧告に係る書面)

第16条 条例第25条第1項の規定による指導、助言又は勧告は、菊池市太陽光発電設備設置事業指導(助言、勧告)書(様式第16号)により行うものとする。

2 条例第25条第4項に規定する規則で定める報告は、菊池市太陽光発電設備設置事業に係る措置報告書(様式第17号)により行うものとする。

(公表の事前通知)

第17条 条例第26条第1項の規定により公表しようとするときは、公表される者に対し、その旨を菊池市太陽光発電設備設置事業公表の事前通知書(様式第18号)により通知するものとする。

(公表)

第18条 条例第26条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

| | |
|--------|--|
| 図書の種類 | 明示すべき事項 |
| 位置図 | 方位、縮尺及び事業区域 |
| 実施方針 | 景観等の保全に関する方針、防災上の措置に関する方針及び設置工事の施工に関する方針 |
| 住民票の写し | 申請予定者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書 |
| 現況写真 | |
| その他 | 住民説明会で配布する資料 |

別表第2（第7条、第8条関係）

| | |
|------------|--|
| 図書の種類 | 明示すべき事項 |
| 住民票の写し | 申請予定者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書 |
| 位置図 | 方位、縮尺及び事業区域 |
| 公図 | 地番、地積及び地目並びに権利者の氏名又は名称 |
| 区域内権利者一覧表 | 物件の種類、所在地及び地番、権利の種類、権利者の氏名又は名称並びに同意の有無 |
| 隣接土地所有者一覧表 | 所在地及び地番並びに権利者の氏名又は名称 |
| 設計説明書 | 造成、排水、設置方法等に関する基本方針、事業区域内の土地の現況及び土地利用計画 |
| 安定計算書 | 土質試験その他の調査又は試験に基づく安定計算 |
| 構造計算書 | 再生可能エネルギー発電設備の概要、構造計画、応力算定及び断面算定 |
| 現況写真 | |
| 現況平面図 | 方位、縮尺、図面名、図番、作成日、事業区域の境界、現況道路名、河川名、排水構造物、等高線、現況高、事業区域内の土地の地番及び地目並びに所有者、隣接する土地の地番及び所有者、官民境界確定日及び番号並びに法定外長狭物 |
| 土地利用計画図 | 方位、縮尺、図面名、図番、作成日、事業区域の境界、現況道路名、河川名及び土地利用計画表 |
| 造成計画平面図 | 方位、縮尺、図面名、図番、作成日、事業区域の境界、現況道路名、河川名、法面、構造物、切盛土、法面勾配、法面保護工及び事業に関わる法令等の名称 |
| 造成計画断面図 | 縮尺、図面名、図番、作成日、事業区域の境界、切盛土、構造物寸法及び排水方向 |
| 水理計算書 | 区域内雨水排水に係る計算 |
| 雨水排水計画平面図 | 方位、縮尺、図面名、図番、作成日、事業区域の境界、現況道路名、河川名、排水構造物、排水方向及び流末流量 |
| 排水施設構造図 | 縮尺、図面名、図番、作成日、事業区域の境界、設計条件及び留意事項 |
| 道路施設構造図 | 縮尺、図面名、図番、作成日、舗装構成図及び工事用道路詳細図 |
| 構造図 | 縮尺、図面名、図番、作成日、規格値、強度、断面図、展開図、設計条件及び留意事項 |

| | |
|---------------|--|
| 求積図 | 縮尺、図面名、図番、作成日、事業区域の境界、座標求積又は三斜求積及び辺長 |
| 資力及び信用に関する申告書 | 設立年月日、資本金、法令による登録等、従業員数、前年度事業量、資産総額、前年度又は前年の納税額、資産総額、主たる取引金融機関、工事監理者の住所及び氏名並びに役員略歴 |
| 施工能力に関する申告書 | 設立年月日、資本金、法令による登録等、従業員数、前年度又は前年の納税額、主たる取引金融機関、技術者略歴及び工事施行履歴 |
| 許認可又は確認取得状況 | 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、農地法、森林法その他の関係法令の許認可又は確認の取得状況が確認できるものの写し |
| その他 | 各図書作成者の資格者証等 発電設備の性能及び品質に関する誓約書 |

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

菊池市長 様

住所

〔 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所等の所在地 〕

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の職氏名 〕

電話

菊池市太陽光発電設備設置事業概要届出書

菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第5条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

| | |
|-------------|----------------------|
| 設置事業名 | |
| 事業区域の位置 | |
| 事業区域面積 | |
| 想定発電出力 | kW |
| 現場管理者 | 住所 氏名 電話番号 () |
| 設計者 | 住所 氏名 電話番号 () |
| 設置事業に関わる法令等 | |

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

住所

〔 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所等の所在地 〕

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の職氏名 〕

電話

見解書

菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第6条第3項の規定により、見解を示します。

| | |
|-------------|---------|
| 設置事業名 | |
| 事業区域の位置 | |
| 事業区域面積 | |
| 説明会開催日時及び場所 | 年 月 日 時 |
| 意見の要旨 | |
| 意見に対する見解 | |

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

菊池市長 様

住所

〔 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所等の所在地 〕

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の職氏名 〕

電話

菊池市太陽光発電設備設置事業協議状況報告書

菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第6条第4項の規定により、次のとおり報告します。

| | |
|-------------|---------|
| 設置事業名 | |
| 事業区域の位置 | |
| 事業区域面積 | |
| 説明会開催日時及び場所 | 年 月 日 時 |
| 意見の申出があった日 | 年 月 日 |
| 意見を申し出た者の氏名 | |
| 見解書を交付した日 | 年 月 日 |

備考 意見書及び見解書の写しを添付すること。

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

菊池市長 様

住所

〔 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所等の所在地 〕

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の職氏名 〕

電話

菊池市太陽光発電設備設置事業協議結果報告書

菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第6条第5項の規定により、次のとおり報告します。

| | |
|--|---------|
| 設置事業名 | |
| 事業区域の位置 | |
| 事業区域面積 | |
| 協議を行った日時及び場所 | 年 月 日 時 |
| 協議結果 | |
| 出席者の意見 | |
| 出席者の意見に対する措置 | |
| 上記のとおりであることを確認する。 年 月 日 意見の申出者（申出者が複数である場合は、その代表者） 住 所 氏 名 | |

備考 意見の申出者の住所・氏名については、自筆であること。

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

菊池市長 様

住所

〔 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所等の所在地 〕

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の職氏名 〕

電話

菊池市太陽光発電設備設置事業事前協議書

菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり協議します。

| | |
|-------------|----------------------|
| 設置事業名 | |
| 事業区域の位置 | |
| 事業区域面積 | |
| 想定発電出力 | kW |
| 現場管理者 | 住所 氏名 電話番号 () |
| 設計者 | 住所 氏名 電話番号 () |
| 設置事業に関わる法令等 | |

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

菊池市長 様

住所

〔 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所等の所在地 〕

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の職氏名 〕

電話

菊池市太陽光発電設備設置事業許可申請書

菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第8条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり申請します。

| | |
|-------------|----------------------|
| 設置事業名 | |
| 事業区域の位置 | |
| 事業区域面積 | |
| 想定発電出力 | kW |
| 現場管理者 | 住所 氏名 電話番号 () |
| 設計者 | 住所 氏名 電話番号 () |
| 設置工事着手予定年月日 | 年 月 日 |
| 設置工事完了予定年月日 | 年 月 日 |
| 設置事業に関わる法令等 | |

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

菊池市長 様

住所

〔 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所等の所在地 〕

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の職氏名 〕

電話

菊池市太陽光発電設備設置事業変更許可申請書

菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

| | | |
|-------------|-------|-----------|
| 設置事業名 | | |
| 許可年月日及び許可番号 | 年 月 日 | 菊池市指令 第 号 |
| 変更事項 | 変更前 | |
| | 変更後 | |
| 変更事由 | | |
| 添付図書 | | |

様式第 8 号 (第10条関係)

年 月 日

菊池市長 様

住所

〔 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所等の所在地 〕

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の職氏名 〕

電話

菊池市太陽光発電設備設置事業計画軽微変更届出書

菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | |
|-------------|-------|-----------|
| 設置事業名 | | |
| 許可年月日及び許可番号 | 年 月 日 | 菊池市指令 第 号 |
| 変更事項 | 変更前 | |
| | 変更後 | |
| 変更事由 | | |
| 添付図書 | | |

様式第9号（第11条関係）

菊池市指令第 号
年 月 日

様

菊池市長 印

菊池市太陽光発電設備設置事業許可通知書

菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第11条の規定により、次のとおり許可します。

| | |
|----------|--|
| 設置事業名 | |
| 事業区域の所在地 | |
| 事業区域面積 | |
| 許可の条件 | |

菊池市指令第 号
年 月 日

様

菊池市長 印

菊池市太陽光発電設備設置事業不許可通知書

菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第11条の規定により、次のとおり許可しないことを通知します。

| | |
|----------|--|
| 設置事業名 | |
| 事業区域の所在地 | |
| 事業区域面積 | |
| 不許可の理由 | |

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して3月以内に菊池市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に、菊池市を被告として（訴訟において菊池市を代表する者は菊池市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第11号（第12条関係）

年 月 日

菊池市長 様

事業者 住所

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所等の所在地）

氏名

（法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の職氏名）

電話

菊池市太陽光発電設備設置事業工事着手（中断、再開、完了）届出書

太陽光発電設備設置工事を着手（中断、再開、完了）したので、菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

| | |
|----------------|----------------------|
| 設置事業名 | |
| 許可年月日及び許可番号 | 年 月 日 菊池市指令 第 号 |
| 工事着手年月日 | 年 月 日 |
| 工事中断（再開、完了）年月日 | 年 月 日 |
| 工事完了予定年月日 | 年 月 日 |
| 現場管理者 | 住所 氏名 電話番号 () |
| 添付図書 | |

様式第12号（第13条関係）

年 月 日

菊池市長 様

事業者 住所

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所等の所在地〕

氏名

〔法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の職氏名〕

電話

菊池市太陽光発電設備設置事業工事完了検査申請書

菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第13条第1項の規定により、次のとおり申請します。

| | |
|-------------|----------------------|
| 設置事業名 | |
| 許可年月日及び許可番号 | 年 月 日 菊池市指令 第 号 |
| 工事完了予定年月日 | 年 月 日 |
| 現場管理者 | 住所 氏名 電話番号 () |
| 添付図書 | |

様式第13号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

菊池市長



菊池市太陽光発電設備設置事業工事検査済通知書

年 月 日付け菊池市指令 第 号で許可した太陽光発電設備設置工
事について、年 月 日に検査を実施したところ、当該許可の内容に適合して
いると認められるので、菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施
行規則第13条第2項の規定により通知します。

様式第14号（第14条関係）

年 月 日

菊池市長 様

住所

〔 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所等の所在地 〕

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の職氏名 〕

電話

菊池市太陽光発電設備設置事業完了届出書

菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

| | |
|-------------|---|
| 設置事業名 | |
| 許可年月日及び許可番号 | 年 月 日 菊池市指令 第 号 |
| 完了年月日 | 年 月 日 |
| 添付図書 | 1 工事写真（各工程写真） 2 工事完了（廃止）状況が確認できる写真 3 事業区域の位置図 |

様式第15号（第15条関係）

| | | |
|---|-------|----|
| 写真 | 身分証明証 | 所属 |
| | | 氏名 |
| 上記の者は、菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例第24条第1項の規定による立入調査を行う者であることを証明する。 | | |
| 年 月 日 | 菊池市長 | 印 |

備考 裏面に条例の規定中立入検査について定められた条項を抜粋して記載するものとする

。

様式第16号（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

菊池市長



菊池市太陽光発電設備設置事業指導（助言、勧告）書

菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第16条第1項の規定により、次のとおり必要な措置を講ずるよう指導（助言、勧告）します。

| | |
|--------------|--|
| 設置事業名 | |
| 事業区域の位置 | |
| 事業区域面積 | |
| 指導（助言、勧告）の内容 | |
| 指導（助言、勧告）の理由 | |

様式第17号（第16条関係）

年 月 日

菊池市長 様

事業者 住所

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所等の所在地）

氏名

（法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の職氏名）

電話

菊池市太陽光発電設備設置事業に係る措置報告書

菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第16条第2項の規定による指導（助言、勧告）に基づき、次の措置を講じたので報告します。

| | |
|-----------------|--|
| 設置事業名 | |
| 事業区域の位置 | |
| 事業区域面積 | |
| 指導（助言、勧告）の内容 | |
| 指導（助言、勧告）に基づく措置 | |

様式第18号（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

菊池市長



菊池市太陽光発電設備設置事業公表の事前通知書

菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例施行規則第17条の規定により、次のとおり公表することとしたので通知します。

| | |
|-------|--|
| 公表の内容 | |
| 公表の理由 | |
| 公表の方法 | |
| 公表の期間 | |